

# 新婚世帯に最大70万円 支援します！

市では、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活にかかる費用を支援します。

## 対象者 次の①から⑨までの要件をすべて満たす方

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した夫婦
- ②申請時点で、夫婦とも市内に住民登録をしていること
- ③夫婦の所得の合計額が500万円（年収換算：約670万円）未満であること
- ④生活保護などの公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ⑤市税の滞納が無いこと
- ⑥家賃の滞納が無いこと
- ⑦今までにこの補助金を受給していないこと
- ⑧夫婦とも婚姻日の年齢が39歳以下であること
- ⑨市が指定する家事育児参画促進講座を受講していること

年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、**誕生日前日に年齢が加算**されますのでご注意ください。

## 対象経費

対象期間に要した次の①から④の費用のうち**最大30万円まで**  
夫婦とも婚姻日の年齢が29歳以下である場合には**最大60万円まで**

- ①住宅取得に係る費用（新居の購入費）
- ②住宅リフォームに係る費用（新居のリフォーム費）
- ③住宅賃貸に係る費用（新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料）
- ④引っ越しする際に引っ越し業者または運送業者へ支払った費用

当補助金の対象となる方で夫婦とも婚姻日の年齢が29歳以下である場合には、さらに**10万円を上乗せ補助**します。

## 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 申請期限 令和8年3月31日（火）

※申請を希望される方は、一度お早めにご相談ください。

問い合わせ 八幡平市役所 福祉部 地域福祉課 福祉総務係  
申し込み先 ☎ 0195-74-2111（内線1115）

No.	申請時に準備いただくもの	備考
1	婚姻届受理証明書 又は婚姻後の戸籍全部事項証明書若しくは戸籍謄本	
2	所得証明書 ※	夫婦それぞれ、最新年度の所得証明書が必要です。
3	市税の滞納が無いことが分かる書類（納税証明書等） ※	夫婦それぞれ、2年分必要です。
4	市が指定する家事育児参画促進講座を受講したことが分かる書類	講座の詳細については、お問い合わせください。
5	【住宅取得の場合】 住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し	領収書については支払ったことが分かる書類（通帳の写し等）でも可です。
6	【住宅リフォームの場合】 住宅リフォームの工事請負契約書又は請書及び領収書の写し	領収書については支払ったことが分かる書類（通帳の写し等）でも可です。
7	【住宅賃貸の場合】 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し	領収書については支払ったことが分かる書類（通帳の写し等）でも可です。
8	【住宅賃貸の場合】【住宅取得の場合】 住宅手当支給証明書（様式第2号）	夫婦それぞれ、申請日時点での証明書が必要です。
9	【引越費用の場合】 引越費用にかかる領収書の写し	業者に依頼せず、ご自身で引っ越しを行った場合の費用は対象外です。
10	【貸与型奨学金を返済した場合】 返済したことがわかるもの	奨学金の返済がある場合、所得から控除します。
11	印鑑	夫婦いずれかの印鑑が必要です。 （認印可）

※上記2、3については、令和7年1月1日に八幡平市に住民登録している方は提出を省略できます。

